

水産物輸出拡大連携推進事業実施要領

制定 3 水漁第 1312 号

令和 3 年 12 月 24 日

水産庁長官通知

第 1 目的

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2762 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表 1 事業の種類の欄中 5（4）水産物輸出拡大連携推進事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2771 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 2 事業実施主体

実施要綱別表 1 の事業実施主体の欄中 21 の水産庁長官が別に定める者は、複数の民間団体等（民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人等）が本事業の実施のために組織した任意団体（民法（明治 29 年法律第 89 号）上の組合に該当するものをいう。）とする。

第 3 事業の目的、内容等

本事業を実施するために必要な本事業の目的、内容、採択基準、事業の実施状況等の報告等は、以下のとおりとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領によるものとする。

（1）事業実施等の手続

ア 実施要綱別表 1 に基づき定められる本事業の事業実施主体（以下「輸出拡大連携協議会」という。）は、実施要綱第 5 の 1 に基づくその事業実施年度の事業実施計画を別記様式第 1 号により作成し、水産庁長官の承認を受けるものとする。実施要綱第 5 の 2 の水産庁長官が別に定める事業実施計画の重要な変更（以下「事業実施計画の重要な変更」という。）を行う場合も同様に、別記様式第 1 号により事業実施計画の重要な変更を作成し、水産庁長官の承認を受けるものとする。

イ 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。

（ア）輸出拡大連携協議会の代表機関又は構成員の変更

（イ）事業の中止又は廃止

- (ウ) 成果目標の変更を伴う事業実施計画の変更
- (エ) 総事業費の3割を超える増減、国庫補助金の増又は3割を超える減
- (オ) 交付要綱別表1の5-(4) 1の経費と同2及び同3の経費の相互間における増減

(2) 事業の成果目標

ア 輸出拡大連携協議会は、(1)のアの事業実施計画において、事業実施年度の3年後までの各年度における、以下の成果目標を定めるものとする。

(ア) 水産物輸出額

(イ) 輸出拡大連携協議会の活動

(ウ) 加工・流通コストの削減率や付加価値額の向上率等、バリューチェーンの改善

イ 輸出拡大連携協議会は、アの成果目標の達成状況について、事業実施年度の3年後までの各年度末における達成状況を、別記様式2号により、翌年度の6月30日までに水産庁長官に報告するものとする。

報告においては、設定した成果目標の達成状況について、その理由を分析するとともに、成果目標が達成されていない場合は、水産庁長官の指導・助言を受けるなど、成果目標の達成に努めるものとする。

ただし、当該期限までに適切に事業成果を評価することが困難であると見込まれる場合は、当該期限までに水産庁長官に報告の予定期日及び報告が遅れる合理的な理由を届出の上、届出を行った報告予定期日までに確実に報告するものとする。

(3) 事業実施状況の報告

輸出拡大連携協議会は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画に準じて事業実施結果に係る報告書（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書をもってこれに代えることができる。）を作成し、水産庁長官に提出するものとする。

(4) その他

ア 本事業を実施することにより、特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された知的財産（以下「知的財産権」という。）を取得した場合、その知的財産権は、当該知的財産権を取得した輸出拡大連携協議会の構成員に帰属するものとし、代表機関には帰属しないものとする。ただし、輸出拡大連携協議会において別の定めをした場合にはこの限りではない。

また、本事業の一部を輸出拡大連携協議会から受託する団体も含め、以下の(ア)から(エ)までに示す条件を守ることとする。

(ア) 本事業により成果が得られ、知的財産権の出願及び取得を行った場合、

又は実施権を設定した場合には、その都度遅滞なく、国に報告すること。
(イ) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該知的財産権を利用する権利を求めた場合には、無償で、当該権利を国に許諾すること。

(ウ) 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該知的財産権を利用する権利を求めた場合には、当該権利を第三者に許諾すること。

(エ) 本事業実施期間中及び本事業終了後 5 年間において、輸出拡大連携協議会及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾する場合には、事前に水産庁と協議して承諾を得ること。

イ アの知的財産権を取得した輸出拡大連携協議会の構成員は、本事業実施期間中及び本事業終了後 5 年間、収益の有無にかかわらず、毎年度、知的財産権の譲渡又は実施権の設定等に伴う収益の状況を別記様式 3 により水産庁長官に報告するものとする。

水産庁長官は、本事業実施期間中及び本事業終了後 5 年間において、知的財産権の譲渡又は実施権の設定等により相当の収益を得たと認められる場合には、輸出拡大連携協議会の構成員に対して、次の算式によって得られた金額を国に納付させるものとする。ただし、この納付金は、本事業に係る補助金額を限度とする。

$$E = (A - B) \times \frac{D}{C}$$

A：収入総額（消費税相当額を除く。）

B：支出総額（消費税相当額を除く。）

C：補助事業に要した経費

D：本事業に係る国庫補助金

E：納付すべき収益額

ウ アの知的財産権を取得した輸出拡大連携協議会の構成員は、その利用又は処分については、次のとおりとする。

(1) 当該事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降 5 年以内に知的財産権知的財産権を放棄しようとするときは、別記様式第 4－1 号により事前に水産庁長官と協議する。

(2) 当該事業を実施した年度の翌年度以降 5 年を経過した後に知的財産権

知的財産権を譲渡し、又は放棄した場合には、別記様式第４－２号により水産庁長官に報告する。

エ 財産の運用・管理規定

輸出拡大連携協議会が、補助事業実施期間後に補助事業の目的に従い事業の効果又は効率の向上を図るため、補助事業により取得した財産を実験等に供しようとする場合は、水産庁長官の承認を得なければならない。なお、実験等を第三者に委託して実施する場合も同様とする。

オ 指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、輸出拡大連携協議会からの報告を求めることができるものとする。

附 則

この通知は、令和３年１２月２４日から施行する。

別記様式第1号

令和3年度水産物輸出拡大連携推進事業実施計画（変更）承認申請書

番 号
年 月 日

水 産 庁 長 官 殿

所 在 地
協 議 会 名
代 表 機 関
代表者の役職及び氏名

〇〇年度水産物輸出拡大連携推進事業について、下記のとおり事業実施計画を作成したので、水産物輸出拡大連携推進事業実施要領（令和3年〇月〇日付け3水漁第〇〇〇号水産庁長官通知）第3の（1）の〇の規定に基づき、承認を申請します。

記

第1 事業実施体制（変更）
1 輸出拡大連携協議会の構成
〇代表機関

商号又は名称	
事業種類・協議会の中での役割	
郵便番号・住所	
代表者氏名	
担当者氏名 電話・FAX番号・メールアドレス	
経理責任者氏名 電話・FAX番号・メールアドレス	(注) 経理処理に有効な資格の有無、経験年数も記載すること

〇構成員

商号又は名称	
事業種類・協議会の中での役割	
郵便番号・住所	
代表者氏名	
主担当者氏名 電話・FAX番号・メールアドレス	
経理責任者氏名 電話・FAX番号・メールアドレス	(注) 経理処理に有効な資格の有無、経験年数も記載すること

(注) 全ての構成員について記載すること。
申請書が連名で作成されている場合は、「郵便番号・住所」及び「代表者氏名」の欄は不要

2 外部委託先（外部への業務委託がある場合に記載）

外部委託先	
委託内容	
委託を行う理由	
当該委託先の選定理由	
委託金額	

3 事業資金の調達方法（事業費の自己負担分を支出する構成員について記載）

資金の内訳	自己資金：借入金＝
借入金の種類	
借入金の担保予定	(注) 資金調達に当たって担保の設定を予定している場合は、借入を行う構成員名、担保の対象、種類及び額について記載すること。

4 当該年度における他の補助事業への申請状況

申請年度・事業名	
補助金額	
事業概要	

5 過去3年間における補助事業の実績

実施年度・事業名	
補助金額	
事業概要	

6 経理処理体制

(注) 各構成員間の資金の流れ、各構成員における資金の管理・処理方法・外部監査の体制等について記載すること。

第2 事業（変更）の目的

(注) 輸出拡大連携協議会（又は構成員）が抱えている輸出における課題と、本事業によってそれをどのように解消しようとするのかを記載すること。

第3 事業（変更）の内容

1 輸出バリューチェーン改善検討事業

検討会・調査等の名称	実施時期	実施場所	目的・内容・必要性	実施体制	金額 (単位：千円)	備考
計	—		—	—		

(注) 金額の欄には積算の内訳を記入すること。（人数、回数、費目別単価等）

2 輸出バリューチェーン改善システム等導入事業

(1) 電子システムの導入

ア 電子システムの概要

電子システムの概要	
導入の狙い・必要性	
導入・稼働スケジュール	

イ 導入するシステム・機器・備品等の詳細

品名	仕様	数量	単価（円）	金額（円）	設置(使用)場所	備考
計	—	—	—		—	

(注) 1 備考欄には購入、賃借の別等を記入すること。

2 購入の場合、所有権帰属者についても備考欄に記入すること。

(2) 水産物の加工に必要な機器・資材の導入

ア 機器・資材の概要

機器・資材の概要	
導入の狙い・必要性	
導入・稼働スケジュール	

イ 導入する機器・資材の詳細

品名	仕様	数量	単価 (円)	金額 (円)	設置(使用)場所	備考
計	—	—	—		—	

- (注) 1 備考欄には購入、賃借の別等を記入すること。
2 購入の場合、所有権帰属者についても備考欄に記入すること。

(3) 水産物の集出荷・貯蔵・販売等に必要な機器・資材の導入

ア 機器・資材の概要

機器・資材の概要	
導入の狙い・必要性	
導入・稼働スケジュール	

イ 導入する機器・備品等の詳細

品名	仕様	数量	単価 (円)	金額 (円)	設置(使用)場所	備考
計	—	—	—		—	

- (注) 1 備考欄には購入、賃借の別等を記入すること。
2 購入の場合、所有権帰属者についても備考欄に記入すること。

(4) 水産物の品質・衛生等の管理に必要な機器・資材

ア 機器・資材の概要

機器・資材の概要	
導入の狙い・必要性	
導入・稼働スケジュール	

イ 導入する機器・備品等の詳細

品名	仕様	数量	単価 (円)	金額 (円)	設置(使用)場所	備考
計	—	—	—		—	

- (注) 1 備考欄には購入、賃借の別等を記入すること。
2 購入の場合、所有権帰属者についても備考欄に記入すること。

(5) その他、本事業の取組に必要な備品等

ア 機器・資材の概要

機器・資材の概要	
導入の狙い・必要性	
導入・稼働スケジュール	

イ 導入する機器・備品等の詳細

品名	仕様	数量	単価 (円)	金額 (円)	設置(使用)場所	備考
計	—	—	—		—	

(注) 1 備考欄には購入、賃借の別等を記入すること。
2 購入の場合、所有権帰属者についても備考欄に記入すること。

3 輸出バリューチェーン改善実証事業

実証する事項	実施時期	実施場所	必要性・実証方法	実施体制	金額 (単位：千円)	備考
計	—		—	—		

(注) 金額の欄には積算の内訳を記入すること。(人数、回数、費目別単価等)

第4 事業(変更)の目標

目標	事業実施前	事業実施年度	1年後	2年後	3年後
①水産物輸出額					
②輸出拡大連携協議会の活動					
③加工・流通コストの削減率 や付加価値額の向上率等、バ リューチェーン全体の改善					

①～③の目標にかかる事業成果の評価方法

①
②
③

(注) ①については、輸出目標額と主な輸出先国を記載すること。
②については、各年度における具体的な活動計画を記載すること。
③については、流通コストを〇%削減等、具体的な目標値を記載すること。

第5 経費の配分

区 分	補助事業に 要する経費	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金	自己負担金	
	円	円	円	
合 計	円	円	円	

(注) 備考欄には、積算基礎を入れること。

第6 添付書類

令和3年度水産物輸出拡大連携推進事業成果目標達成状況報告書

番 号
年 月 日

水 産 庁 長 官 殿

所 在 地
協 議 会 名
代 表 機 関
代表者の役職及び氏名

水産物輸出拡大連携推進事業実施要領（令和3年〇月〇日付け3水漁第〇〇〇号水産庁長官通知）第3の（2）のイの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 成果目標に対する実績

実績	事業実施前	事業実施年度 （目標）	1年後 （目標）	2年後 （目標）	3年後 （目標）
①水産物輸出額		（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
②輸出拡大連携協議会の活動		（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
③加工・流通コストの削減や 付加価値額の向上率等、バリューチェーン全体の改善		（ ）	（ ）	（ ）	（ ）

①～③の目標にかかる事業成果の評価方法

①
②
③

2 上記実績に対する評価

（注）上記実績に対する、事業実施主体（輸出拡大連携協議会）の評価を記載すること。
実績が目標に達していない場合は、目標の達成に向けた改善策も記載すること。

令和3年度水産物輸出拡大連携推進事業収益状況報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

所 在 地
協 議 会 名
代 表 機 関
代表者の役職及び氏名

水産物輸出拡大連携推進事業実施要領(令和3年〇月〇日付け3水漁第〇〇〇号水産庁長官通知)第3の3(4)のイの規定に基づき、下記のとおり報告する。

(注) 知的財産権の譲渡又は実施権の設定等に伴い、補助事業に要した経費を超えて、収益が発生した場合は、以下の文章を加えること。

知的財産権の譲渡又は実施権の設定等に伴い、収益納付が生じたので、金〇〇〇円を納付する。

記

1. 収益の内容：〇〇に係る収益(知的財産権の譲渡又は実施権の設定等)

2. 収益の内訳

項目	収入総額 (消費税相当額を除く) (A)	支出総額 (消費税相当額を除く) (B)	補助事業に要した 経費 (C)	本事業に係る 国庫補助金 (D)	納付すべき 収益額 (E)
金額					

※算式は、 $E = (A - B) \times (D / C)$ を用いること。
報告時の注意：収益が発生しなかった場合は、収益はなかった旨を報告すること。

令和3年度水産物輸出拡大連携推進事業に係る知的財産権の放棄の協議

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

所 在 地
協 議 会 名
代 表 機 関
代表者の役職及び氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記の補助事業に関して、知的財産権を放棄したいので、水産物輸出拡大連携推進事業実施要領（令和3年〇月〇日付け3水漁第〇〇〇号水産庁長官通知第3の3の（1）の規定に基づき、下記のとおり協議する。

記

- 1 開発課題
- 2 知的財産権の種類及び番号
- 3 出願又は取得年月日
- 4 知的財産権の概要
- 5 放棄の理由

令和3年度水産物輸出拡大連携推進事業に係る知的財産権の譲渡（又は放棄）報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

所 在 地
協 議 会 名
代 表 機 関
代表者の役職及び氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記の補助事業で取得した知的財産権を譲渡（又は放棄）したので、水産物輸出拡大連携推進事業実施要領（令和3年〇月〇日付け3水漁第〇〇〇号水産庁長官通知第3の3の（2）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 開発課題
- 2 知的財産権の種類及び番号
- 3 出願又は取得年月日
- 4 知的財産権の概要
- 5 相手先及び条件（譲渡の場合）
- 6 放棄の理由（放棄の場合）